

千葉県警察における職員の旧姓使用取扱要領の制定について

令和3年1月4日
例規（警）第1号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察における職員の旧姓使用取扱要領の制定について（平成29年例規（警）第6号）は、廃止する。

別添

千葉県警察における職員の旧姓使用取扱要領

第1 目的

この要領は、千葉県警察の職員（以下「職員」という。）が働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを進めるため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書、図画及び電磁的記録（以下「文書等」という。）に使用すること（以下「旧姓使用」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 旧姓使用の対象

旧姓使用の対象となる文書等は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 給与事務に関する文書
- (2) 源泉所得税の事務に関する文書
- (3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- (4) 児童手当の申請に関する文書
- (5) 共済組合に関する申請書等
- (6) 前記（1）から（5）までに掲げる文書等のほか、旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等を主管する課長（以下「主管課長」という。）からの申請を受けて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が旧姓使用の対象から除外したもの

第3 旧姓使用に関する手続

1 旧姓使用の申出手続

- (1) 職員は、旧姓使用を希望する場合は、旧姓使用申出書（別記第1号様式）に改姓前後の氏を証する戸籍謄本等を添え、所属長を経由して警務課長に提出するものとする。
- (2) 警務課長は、提出された旧姓使用申出書の記載内容に誤りがないことを人事記録、戸籍謄本等により確認できた場合は、所属長を経由して旧姓使用通知書（別記第2号様式）を当該職員に交付し、旧姓使用を認めることとした旨を通知するものとする。
- (3) 他の都道府県警察又は国若しくは他の地方公共団体の機関等（以下「他機関等」という。）からの出向又は派遣により職員となる者が、出向元又は派遣元において旧姓を使用しており、引き続き旧姓使用を希望する場合において、他機関等の人事記録等により旧姓を使用していることが確認できるときは、前記（1）及び（2）の手続があったものとみなし、職員となった日から旧姓を使用することができるものとする。この場合において、警務課長は、当該

職員に対する旧姓使用通知書の交付を省略することができる。

2 旧姓使用の中止手続

旧姓を使用している職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書（別記第3号様式）を、所属長を経由して警務課長に提出するものとする。

第4 旧姓使用の対象の除外等

1 主管課長は、旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等を旧姓使用の対象から除外しようとするときは、旧姓使用除外申請書（別記第4号様式）を警務課長に提出するものとする。

2 警務課長は、当該文書等の旧姓使用の可否について判定を行い、当該主管課長に判定結果を通知するとともに、旧姓使用の対象から除外することとした場合は、旧姓使用除外通知書（別記第5号様式）により、各所属長に通知するものとする。

第5 留意事項

1 所属長は、職員が旧姓を使用するに当たり、公務の円滑な遂行に配慮し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する職員は、旧姓使用の対象となる文書等について統一して旧姓を使用するものとし、県民、他の職員等に誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。

3 警務課長は、旧姓を使用する職員の戸籍上の氏、使用する旧姓、当該旧姓を職員等として使用していた事実、旧姓使用の開始日及び中止日その他必要な事項が明らかになる書類を、当該職員の人事記録とともに保管しておくものとする。

4 旧姓使用の開始後における当該職員への発令は、旧姓により行うものとする。

5 公刊物等に旧姓を使用する職員の氏名を掲載する場合は、旧姓を記載するとともに、当該職員の身分証明書等の氏名を明らかにするものについても旧姓を記載し、適切な旧姓の公示を行うものとする。

6 職員が他機関等に出向し、又は派遣したときの旧姓使用は、当該他機関等の手続によるものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第7 経過措置

1 この要領の施行前に千葉県警察における職員の旧姓使用取扱要領の制定について（平成29年例規（警）第6号）に基づき行われた旧姓使用に関する手続については、この要領により行われたものとみなす。

2 旧姓を使用する職員に係る警察情報システム（出力資料を含む。）における氏の表示は、旧姓を使用するための必要な措置が講じられるまでの間は、戸籍上の氏を使用することができる。

以下様式省略